

撮影及び物品提供等の承認に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人北海道パワーリフティング協会（以下「本協会」という。）が主催する競技会において行われる撮影、物品及び技能の提供並びに販売等に対する申請及び承認に関する事項を定めるものである。

（申請）

第2条 競技会において、以下の行為を希望する者は、所定の申請を本協会事務局宛に提出しなければならない。

（1）写真又は動画を撮影、インターネット配信

（2）物品及び技能の提供並びに販売、宣伝等を主な内容とする催し又は興行のために会場の一部を独占して利用すること

2 前項の申込がなされた場合、本協会は、必要な申込者に関する情報を収集することができる。

3 事務局において当該行為を承認するか否かを審議し、申請を承認された申込者に対しては、事務局よりその旨通知する。

4 前項の承認を受けた者は、承認を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請を本協会事務局宛に提出して再度承認を受けなければならない。

（承認）

第3条 事務局は、第2条に掲げる行為が競技会の運用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、承認をすることができる。ただし、次の各号に該当する行為をする者には、承認をすることができない。

（1）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を取り扱う行為

（2）法令（法律、条例等）及び本協会の規程類、施設ごとに別途定める禁止行為及び記載事項に反する行為

（3）アンチドーピング認証を受けていないサプリメント類を提供又は販売する行為

（4）政治活動又は宗教の勧誘行為

（5）前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める行為

2 事務局は、第2条第3項の承認に対して、会場の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。

（費用）

第4条 本協会は、申請者の行為に係る以下の費用を請求する権利を有する。

（1）机、椅子等の出店に係る経費

（2）施設専有に係る経費

（3）その他、本協会が必要と認める経費

（申請者の義務）

第5条 申請者は法令及び著作権、肖像権等の権利を確認し遵守すること。

2 第3条第1項1号から5号に定められた行為をしてはならない。

3 第3条第2項において附された条件を遵守すること。

4 第4条の費用が生じる場合、本協会指定の方法において期日までに支払うこと。

5 競技会場では本協会役員の指示に従うこと。

（免責事項）

第6条 本協会は、申請者の行為により生じる損害及び賠償について、一切の責任を負わない。

2 申請者は法令及び条例、本協会の規程類、会場の規則等を遵守し、行為に対する一切の責任を負うものとする。

(撤去)

第7条 本協会は、競技会会場において無断で出店した者や、申請と異なる内容の出店及び第5条に定める義務を遵守しない者に対して、必要に応じて注意又は指導を行うことができる。当該注意又は指導に従わない場合は、即座に撤去・削除を要請することができる。

2 撤去にかかる一切の費用及び発生する損害は、該当者が負担する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会で決議する。

<附則>

1 この規程は、一般社団法人北海道パワーリフティング協会の設立登記の日（令和8年4月1日）から施行する

所属団体登録届出規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人北海道パワーリフティング協会（以下「本協会」という）の所属団体登録にあたり、必要な事項について定めるものである。

（所属団体情報）

第2条 所属団体の代表者は本協会に所定の事項を届出なければならない。

2 届け出事項については、別に定める。

（規程の改廃）

第3条 この規程の改廃は、社員総会で決議する。

<附則>

1 この規程は、一般社団法人北海道パワーリフティング協会の設立登記の日（令和8年4月1日）から施行する

公益財団法人北海道スポーツ協会競技団体強化対策助成事業に係る運営費支出基準規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人北海道体育協会事業執行指針に基づく助成事業に係る運営費支出基準について定めることを目的とする。

（報償費）

第2条 報償費の単価は次のとおりとする。

（1）講師 25,000円（1回）

（2）審判 5,000円（1回）

（旅費）

第3条 講師等（道内在住）が遠隔地に居住する際の交通費は、は次のとおりとする。

（1）旅費 5,000円（1往復）

（協議事項）

第4条 この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、社員総会にて協議の上、解決を図るものとする。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、社員総会で決議する。

<附則>

1 この規程は、一般社団法人北海道パワーリフティング協会の設立登記の日（令和8年4月1日）から施行する